

技能検定職種の新設要件・指定試験機関の指定要件

1 職種の新設要件

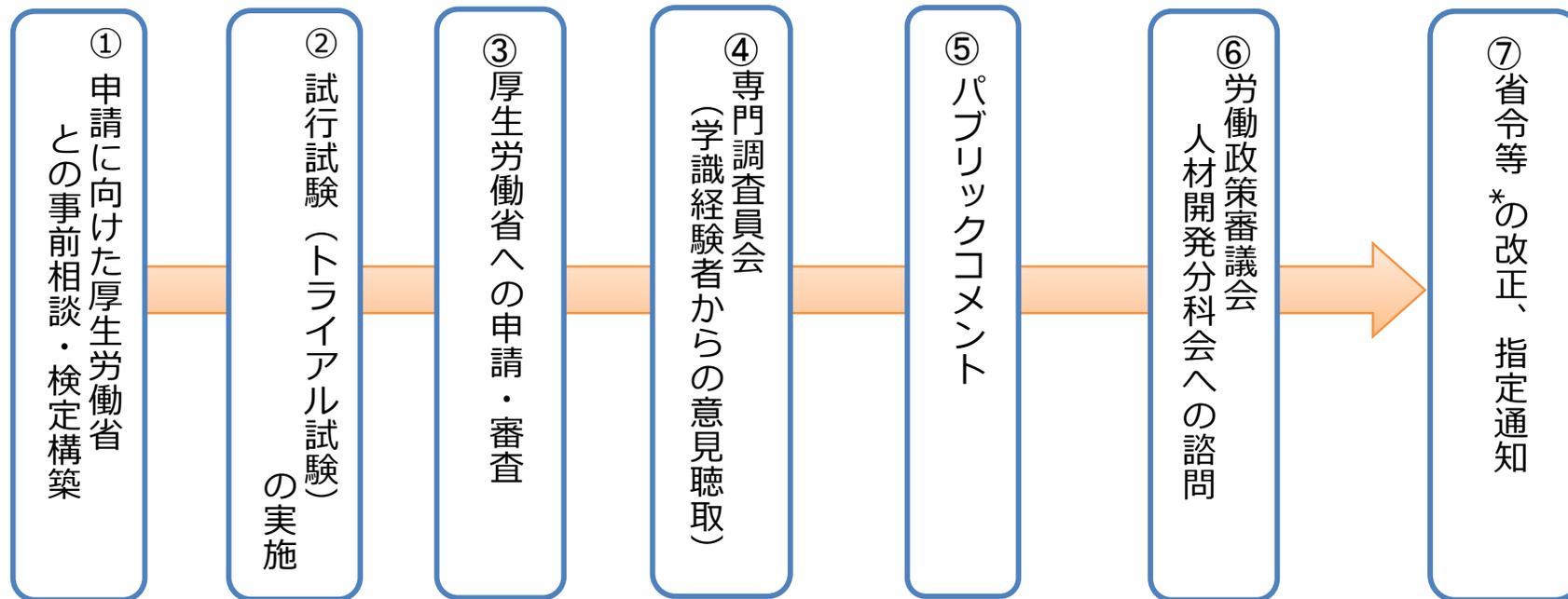
- ① 既存の技能検定職種と競合しないこと。
- ② 高度な技能や専門的知識を要する等検定に値する職業能力が要求されること。
- ③ 技能及び知識を客観的に評価できること。
- ④ 検定すべき技能及び知識が、企業横断的・業界標準的な普遍性を有するものであること。
- ⑤ 技能検定の対象となる職種における高度な職業能力を有する人材に対する需要が大きいこと又は増大していること。
- ⑥ 対象労働者が地域に限定されることなく全国的に相当数存在すること。

※ 「技能検定職種等のあり方に関する検討会」報告書(平成18年9月)

2 指定試験機関の指定要件

- (1) 職員、設備、試験業務の実施の方法その他の事項についての試験業務の実施に関する計画が、下記の事項をすべて満たし、試験業務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。(職業能力開発促進法第47条第1項及び施行規則第63条の5の2)
 - ① 試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な職員の確保について定められていること。
 - ② 試験業務を適正かつ確実に実施するために必要な事務所その他の設備の確保について定められていること。
 - ③ 試験業務の対象に、申請者又はその関係者が雇用する者その他当該申請者又はその関係者と密接な関係を有する者以外の者を含むこととされていること。
 - ④ 試験業務に係る経理が、申請者の行う他の業務に係る経理と区分して整理されることとされていること。
- (2) 下記の事項をすべて満たし、試験業務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。(職業能力開発促進法第47条第1項及び施行規則第63条の5の3)
 - ① 全国的な規模で継続して毎年1回以上技能検定を実施できる資産及び能力があり、かつ、次のいずれかに該当すること。
 - イ 検定職種に係る業務に従事する労働者を対象とした職業能力を評価する試験として実技試験を含む試験を客観的な評価基準により適切に行ってきた実績を有すること。
 - ロ 検定職種に係る業務に従事する労働者を対象とした職業能力を評価する試験を全国的に毎年千人以上の規模で適切に行ってきた実績を有すること。
 - ハ 新たに試験を行おうとする場合にあっては、当該申請者の役員及び職員がイ又はロに掲げる実績を有するとともに、当該申請者が行おうとする試験に関する学科試験及び実技試験に係る試行的な試験を客観的な評価基準により適切に実施したものであること。
 - ニ 新たに試験を行おうとする場合にあっては、当該申請者が行おうとする試験に関して、客観的な評価基準による学科試験及び実技試験に係る試行的な試験であって実践的であるものとして人材開発統括官が定めるものを適切に実施したものであること。
 - ② 試験業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験業務が不公正になるおそれがないこと。
 - ③ インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により、技能検定の実施職種、実施期日、実施場所、技能検定受検申請書の提出期限その他の技能検定の実施に必要な事項、試験科目及びその範囲、受検資格並びに試験の免除の基準を公示することができること。

技能検定 職種新設、指定試験機関の指定手続きの流れ



* 職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令ほか関係告示

〔 職種の新設要件 〕

- 既存の技能検定職種と競合しないこと。
- 検定すべき技能及び知識が、企業横断的・業界標準的な普遍性を有するものであること
- 対象労働者が地域に限定されることなく全国的に相当数存在すること。 等

〔 トライアル試験の実施、専門調査委員会の実施 〕

- 設計した検定が適正に実施できるか、受検者の職業能力を適切に評価できるか等を確認するために、試行試験（トライアル試験）を実施。
- 試験は、厚生労働省職員及び専門調査員*が立ち会いの下で行う。
* 専門調査員は、社会的信望があり、かつ職業能力の開発及び向上に関する事項に関し、学識経験のある者であって、職業能力の開発及び向上に関する専門的な事項に係る事務を行うために必要な能力を有する者を委嘱。